

一般社団法人 資源・素材学会 関西支部規程

平成 元年 3 月 7 日 制定
平成 13 年 5 月 23 日 改正
平成 16 年 5 月 31 日 改正
平成 19 年 5 月 22 日 改正
平成 22 年 5 月 31 日 改正
平成 23 年 6 月 13 日 改正
平成 23 年 7 月 20 日 理事会承認

(名称)

第 1 条 本支部は、一般社団法人資源・素材学会関西支部と称する。

(事務局)

第 2 条 本支部は、事務局を支部地域内におく。

(支部地域)

第 3 条 本支部には 4 つの地区をおき、それぞれの地域は、次のとおりとする。

- 中部地区 (愛知、岐阜、富山、石川、福井、三重)
- 近畿地区 (滋賀、京都、大阪、和歌山、兵庫、奈良)
- 中国地区 (岡山、鳥取、島根、広島、山口)
- 四国地区 (香川、徳島、愛媛、高知)

(目的・事業)

第 4 条 本支部は、一般社団法人資源・素材学会 (以下、本会という) の目的達成と会員相互の親ばくを図るため、次の事業を行う。

- 1) 講演会、研究会、講習会、見学会の開催
- 2) その他上記の目的達成に必要と認められる事業

(運営機構)

第 5 条 本支部には次の支部役職をおく。

- 支 部 長 1 名
- 副支部長 1 名
- 常 議 員 50 名以内
- 幹 事 若干名

2 本支部役職の名簿を整備し、保管する。変更あるときは、速やかに本会理事会に報告する。

(職員)

第 6 条 本支部には、支部予算の範囲内において、有給の職員をおくことができる。

(代議員選挙候補者の選出)

第 7 条 本支部に所属する正会員及び賛助会員の中から、改選定数と同数の代議員選挙候補者、及び 1 名又は 2 名以上の代議員補欠候補者を常議員の議を経て選出し、本会選挙管理委員会に届け出る。ただし、原則として連続 2 期代議員を務めた者は選出しない。

2 代議員補欠候補者が 2 名以上の場合、補欠候補者間の優先順位を定める。

(理事候補者の選出)

第 8 条 本支部に所属する正会員の中から 1 名の理事候補者、及び 1 名又は 2 名以上の補欠の理事候補者を支部所属代議員の投票によって選出し、選挙管理委員会に届け出る。

2 補欠の理事候補者が 2 名以上の場合、補欠の理事候補者間の優先順位を定める。

(支部役職の選任)

第 9 条 本支部が選出した理事候補者が社員総会において理事に選任され、理事会において業務執行理事に選定されることをもって支部長とする。

2 本支部が選出した補欠の理事候補者が社員総会において補欠の理事に選任されることをもって副支部長とする。

第 10 条 常議員は、本支部に所属する全ての代議員のほか、本支部に所属する正会員及び賛助会員の中から常議員の議を経て支部総会で承認された者とする。

第 11 条 幹事は、常議員の議を経て、本支部に所属する正会員の中から支部長が委嘱する。

(支部役職の職務)

第 12 条 支部長は、本支部を代表して支部業務を総括、遂行する。

2 支部長は法人法第 91 条第 2 項の定めにより、職務の執行状況を理事会に報告しなくてはならない。

第 13 条 副支部長は、支部長を補佐して業務を掌握し、支部長に事故があり一時的にその職務の遂行が困難となったときは、予め定めた順序により、その職務を分担遂行する。

2 副支部長は、支部長が欠けたときは、理事会における業務執行理事への選定手続きを経て支部長に選任される。その場合の任期は、前任者の残り任期とする。

3 副支部長に事故のあるときは、本支部に所属する代議員のうち、代議員の議により選出された者が副支部長の職務を代行する。

第 14 条 常議員は、本支部の会務を審議し、その運営にあたる。

第 15 条 幹事は、常議員の議にもとづいて庶務、会計、事業等の業務を処理する。

(支部役職の任期)

第 16 条 支部長の任期は本会定款第 28 条に定める理事の任期と同一とする。

2 副支部長の任期は本会定款第 27 条第 5 項に定める、補欠の理事の選任に係る決議が効力を有する期間と同一とする。

第 17 条 常議員の任期は 2 年とし、再任を妨げないが、原則として連続 3 選はできない。代議員に選任された場合はこの限りではない。

2 常議員が他支部に転出した場合、その任を解かれる。

3 常議員に欠員が生じた場合は、補充することができる。その場合の任期は、前任者の残りの任期とする。

第 18 条 幹事の任期は 1 年とする。

2 幹事が他支部に転出した場合、その任を解かれる。

3 幹事に欠員が生じた場合は、補充することができる。その場合の任期は、前任者の残りの任期とする。

第 19 条 支部役職は、その任期が満了しても、後任者が就任するまではその職務を行うものとする。

(支部役職の解任)

第 20 条 支部役職は支部総会の決議によって解任することができる。

2 支部長が社員総会の決議によって理事を解任された場合、支部長の任を解く。

3 支部長が理事会の決議によって業務執行理事を解職された場合、支部長の任を解く。

4 常議員及び幹事の解任は、本会定款第 9 条又は第 10 条の規定により本会の会員資格を喪失したとき、あるいは心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき、又は職務上の義務違反その他常議員及び幹事たるにふさわしくない行為があると認められるときで、常議員会の決議があるときに行われる。

(支部総会)

第 21 条 支部総会は、本支部に所属する全ての正会員、賛助会員をもって構成する。

第 22 条 支部通常総会は、毎年 1 回開く。臨時総会は、常議員会が必要と認めたとき、又は本支部に所属する正会員の 30 分の 1 以上から請求のあったとき、支部長が召集してこれを開く。

第 23 条 支部通常総会及び臨時総会の議長は、支部長とし、支部長に事故のあるときは、第 13 条により、副支部長又は出席代議員の 1 名が代行する。

第 24 条 支部総会は、本支部に所属する正会員の 30 分の 1 以上の出席を得なければその会議を開き議決することはできない。ただし、出席できない正会員が、予め通知された事項について、書面又は代理人をもって議決権を行使する場合、出席とみなす。

第 25 条 支部総会の決議は、出席正会員の過半数の同意をもって行う。可否同数のときは、議長の決するところによる。

(常議員会)

第 26 条 常議員会は、全ての常議員をもって構成する。

2 常議員会の召集ならびに議事については、次によるものとする。

1) 常議員会は、必要に応じて、支部長がこれを召集する。

2) 常議員会の議長は、支部長とする。支部長に事故のあるときは、第 13 条により、副支部長又は出席代議員の 1 名が代行する。

3) 常議員会は、常議員の 4 分の 1 以上の出席をもって成立する。出席できない常議員が、予め通知された事項について、書面又は代理人をもって議決権を行使する場合、出席とみなす。

4) 常議員会の議決は、出席常議員の過半数の同意をもって行う。可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事会)

第 27 条 幹事会は、支部長、副支部長、幹事をもって構成する。

(委員会)

第 28 条 本支部の事業の円滑な遂行を図るため、常議員会の議を経て、各種委員会を設けることができる。委員は、支部長がこれを委嘱する。

(支部経理)

第 29 条 本支部の経費は、本会の計上した支部経費及びその他の収入によって支弁する。

2 本支部の経理は本会の経理規定で定めるところによる。

(事業年度)

第 30 条 本支部の事業年度は、毎年 3 月 1 日より翌年 2 月末日までとする。

(事業計画、収支予算)

第 31 条 本支部の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度開始前に、支部長が常議員の議を経て本会の会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(事業報告、収支決算)

第 32 条 本支部の事業報告及び収支決算は、毎事業年度終了後、支部長が常議員の議を経て本会の会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(規程の変更)

第 33 条 本支部の規程を変更する場合は、常議員会の議を経て、理事会で承認の上、支部総会において決定する。

付 則

第 1 条 本会の目的達成のため、各地区において事業を計画する場合は、運営面において考慮する。

第 2 条 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般社団法人の設立登記の日から施行する。